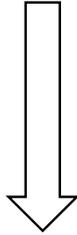


申込みから所有権移転登記までの流れ

申込書の提出



「普通財産買受申込書」、「誓約書」、「役員等名簿」に必要事項を記入、押印(実印)のうえ、必要書類を添えて、秋田市役所財産管理活用課(本庁舎4階)まで直接持参してお申ください。
※郵送、FAX、電子メール等での提出は受付できません

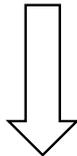
受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
(土日祝日、年末年始等の閉庁日を除く)

提出書類の確認



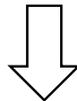
提出書類を確認し、契約の準備が整い次第ご連絡いたします。

売買契約締結 契約保証金の納付



契約の締結後、速やかに秋田市の発行する納入通知書で契約保証金を納付していただきます。
※売買契約書(秋田市保管用のもの1部)に貼付する収入印紙は、買受人の負担となります。

売買代金の納付



契約締結日を含む30日以内に残金を納付していただきます。
※契約締結時に、売買代金の納入通知書を発行します。

所有権移転登記

所有権移転登記手続きは、売買代金の完納を確認後、秋田市が行います。
※所有権移転に必要な登録免許税(収入印紙)は、買受人の負担となります。
登記完了後、関係書類をお渡ししますが、その際、受領書を提出していただき手続き完了となります。